

氏名・本籍	永井 康 (島根県)
学位の種類	博士 (経営情報学)
学位記番号	博甲 第26号
学位授与の日付	平成25年9月23日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当 (課程博士)
学位論文題目	新時代の金融システムにおける銀行監督・会計監査の果たす役割についての研究
学位論文審査委員	主査 教授 西脇 廣治 副査 教授 山亥山 幸繁 教授 錦織 昭峰

## 学位論文の要旨

### 研究の目的

本研究の目的は、新しい時代の金融システム安定化維持のために大きく変革してきた銀行監督と会計監査の果たす役割について、銀行監督、規制、会計監査制度、金融規制ならびに会計監査の国際協調、市場規律について理論、制度、実証の面から分析することを目的とする。

### 問題意識

わが国の銀行において、外部監査人による会計監査が意識されるようになったのは、平成10(1998)年の早期是正措置の導入以降といえる。昭和25(1950)年3月には、証券取引法改正を受け、上場企業の提出書類には外部監査人による監査が義務付けられることとなって以来、銀行は、株式会社でかつ上場企業であるにもかかわらず、その特殊性から、大蔵省の監督のもとで、長い期間、特別な扱いを受けてきた。銀行に対する大蔵省の金融検査が厳正に行われていたということで、外部監査人による厳格監査は、屋上屋を架すものとされてきた。そもそも、行政目的で行われる銀行に対する金融検査は、預金者保護を主な目的としているもので、その検査結果は、財務諸表の適否について言及するものではない。外部監査の目的は、株主・会社債権者及びその他のステークホルダーの保護を目的としていることにある。

### 章構成

本論文は、次の章から構成される。

序

第1章「監査人の独立性強化」

第2章「銀行監督と規制の再編」
第3章「金融検査と外部監査の役割」
第4章「税効果会計と銀行行動」
第5章「銀行に対する会計監査厳格化の影響」
結びに
補論「会計専門職資格に関する考察—会計参与制度を中心として—」

## 各章の概要

第1章「監査人の独立性強化」では、本論文の目的である新しい時代の金融システムの安定化維持のために重要な役割を果たす会計監査、その監査主体である監査人について、近年の米国及びわが国における会計監査制度改革の動向を監査人の独立性の観点を中心に検討した。まず第2節において、監査の意義、監査人の独立性の基礎的概念について考察した。そこでは、公認会計士監査の礎は、まさに監査人の独立性にあり、被監査主体の圧力に屈せず、常に独立不羈な姿勢で監査判断を行使することがすべてであることを再確認した。第3節では、わが国の会計監査制度改革に大きく影響を与えた米国のSOX法成立によって強化された監査人の独立性について検証した後に、第4節では平成15年改正法における監査人の独立性強化を検証した。

米国においては、SOX法制定後、早い時期にその効果は現れ、会計に対する証券市場の信頼は取り戻されたといえる。一方、わが国においては、平成15年改正法後にも、企業の会計報告における不祥事が多々生じており、「会計不信」は完全には払拭されなかった。公正で透明な市場を形成するためには、財務諸表監査の更なる質的向上が求められるのは当然のことながら、会計プロフェッションとしての職業上の根幹をなす職業倫理の厳格な遵守の問題が問われることになる。会計専門職の資格に関する議論にも、資格取得のための教育の段階で、そして資格取得後も定期的、継続的な職業倫理教育の必要性が明らかにされている。

第2章「銀行監督と規制の再編」では、次章以降の議論を導くために、わが国の金融監督・規制の再編について、その変遷を辿ることにより、その背景にあるものと、現在までどのように変化してきたかを、あわせて金融監督・規制の国際協調とプルーデンス政策の理論についての検証を行った。その中で、金融システム安定化の最重要課題となった銀行の自己資本比率規制について概観した。自己資本比率規制の考察の前提として、株式会社としての銀行、また株式会社における資本の意義についても確認した。

わが国の銀行監督行政の変遷から、大蔵省のいわゆる護送船団方式によって銀行が保護されてきた結果として、わが国の銀行の体力、国際的競争力が弱められていった。金融の自由化、グローバル化、情報化が進展するなかで、それまでの監督当局の裁量的な判断を排除し、予め定められたルールに基づく金融行政への転換が求められるようになった。特に平成元年以降は金融市場の自由化、グローバル化、情報化によって、従来の監督当局の規制のみならず、市場での私的自治の機能を引き出せる規制が重要な役割を果たすようになったことをみた。

第3章「金融検査と外部監査の役割」では、前章の銀行監督・規制を実効するインフラである金融検査、日銀考査等、また銀行に対する公認会計士監査について考察し、また、金融検査と会計監査の

機能の違いについて議論した。金融検査と外部監査の乖離の問題を、金融庁による金融検査制度と外部監査人による銀行監査制度を中心に、その変遷から、現在までどのように銀行検査・監査制度が変化してきたかを国際機関による規制の動向もあわせて検証した。その検証から次のものをみえてきた。昭和 51 (1976) 年に銀行監査制度が導入されてから平成 10 (1998) 年の自己査定制度導入までの長い期間、監督当局の強力な規制のもとで、銀行においては外部監査人による監査制度の役割は重要視されてこなかったことは、わが国の銀行検査・監査制度の特徴としてあげられる。そして、平成元年(1989)以降は金融市場の自由化、グローバル化、情報化によって、従来の監督当局の規制のみならず、市場での私的自治の機能を引き出せるような誘引両立的な規制が重要な役割を果たすようになってきた。こうした状況から銀行検査・監査制度は、市場の透明性を確保するために、金融庁・日本銀行・預金保険機構・外部監査人(公認会計士)・内部監査人(自行検査部)の役割が一層重要視されるようになってきた。この時期以降、とりわけ公認会計士による外部監査、自行検査部による内部監査が注目された。このような現状で、監督当局、外部監査、内部監査、BIS 等の国際機関との連携をどのように確立していくかが課題となった。

わが国の銀行監督行政は、裁量的で不透明な金融行政から決別し、ルールに基づく事後的な監視体制と外部監査人の独立性の確保に移行するための制度改革が行われたはずであるが、その後も外観的独立性は十分に確保されているとはえない。本章では、それらの現状を示し、今後も引き続き外部監査人の外観的独立性を確保した上で、銀行検査と外部監査の連携の必要性を論じた。

第 4 章「税効果会計と銀行行動」では、わが国の税効果会計の導入は、その本来の目的が、銀行救済にあったことを明らかにした。金融監督行政にとっては、国内での金融システム安定化は最重要課題である。あわせて、わが国の国際競争力確保のためには、自己資本比率規制あるいは会計制度などの国際化の対応も図らなければならない。わが国の金融行政は長く護送船団方式をとってきた。しかしながら、バブル経済崩壊を機にその限界が明らかになった。わが国の金融システムの安定化は、非効率な銀行の存続を意味するものではなくてはいたが、それをただ市場に任せ、市場からの退場を促すことによる影響の大きさは、事前には予想できず、金融監督当局も躊躇した時期でもあったといえる。平成 15 (2003) 年には、それまでの深く長かった景気低迷から回復し始めていった。この景気回復と銀行のコスト削減の自助努力により不良債権問題も改善していった。平成 18 (2006) 年 3 月には、銀行が計上する繰延税金資産の自己資本算入を、コア自己資本の 40%以下に制限し、さらに平成 20 (2008) 年 3 月には、この比率は 20%まで引き下げられた。それまでバブル経済崩壊後の不良債権処理に追われ厳しい経営環境下において、銀行が取らざるをえなかった行動すなわち会計政策は、利益操作ともとれる不適切なものであったが、金融監督当局によって、特段の会計指針もない状況下で、銀行が財務諸表や自己資本比率を操作した銀行行動を金融監督当局が黙認していたことは、金融危機を避けるためであったといえる。

第 5 章「銀行に対する会計監査厳格化の影響」において、わが国の銀行監督行政が裁量行政からルール型行政への転換する際、その重要性が確認された市場規律と、この転換が形として明確に示された、金融安定化維持のために金融庁が公表した「金融再生プログラム—主要行の不良債権問題解決を通じた経済再生—」により、銀行によって初めて意識されたと言ってよい監査人による会計監査の厳

格化について、市場への影響をイベント・スタディにより実証分析を行った。その推定結果と解釈では、銀行に対する会計監査厳格化の市場の評価と反応を明らかにした。

補論「会計専門職に関する考察 ― 会計参与制度を中心として ―」においては、会社法のもとの会計参与制度により確認された、もう1つの会計専門職、会計専門職としての税理士の役割について考察した。しかし、監査業務は、公認会計士に独占的に認められたであることにはかわりない。諸外国においては、公認会計士、税理士の業務の区分も明確でない場合も多い。また、公認会計士も登録の後は、税理士業務に携わることも可能であり、隣接職業といえる。わが国の法人数からすれば、中小企業の健全性維持・発展も重要な課題であり、今後の動向にも注視していきたい。

#### 得られた結論（分析結果）

第4章までの検証からは、新しい時代の金融システム安定化・維持のための銀行監督と会計監査の果たすべき役割は、それぞれの異なる立場、目的を十分に理解しなければならず、安易な連携によって会計監査が金融検査の「下請け」となってはならない。両者の関係は、相互補完の関係でなければならず、金融システム安定化維持のためには、銀行監督・会計監査の有機的連携の方策が期待される。銀行に対する会計監査厳格化の及ぼす影響について、第5章の実証分析の推定結果と解釈では、市場の評価と反応は予想を大きく上回っていた。

#### 残された研究課題

本論文で扱えなかった論点も多い。近年、注目されてきた内部統制システム、また公認会計士の不正通報義務の導入により議論となる監査人の守秘義務などがある。これらは今後の研究課題としたい。

## 審査の結果の要旨

永井康の学位請求論文「新時代の金融システムにおける銀行監督・会計監査の果たす役割についての研究」はバブル崩壊、金融ビッグバン以降のわが国の銀行監督・会計監査の役割について研究したものである。本論文は、新しい時代の金融システム安定化を維持するために大きく貢献してきた銀行監督・会計監査の役割について、銀行監督・検査、会計監査制度、金融規制の国際協調など、それぞれの側面からの分析を試みたものである。

本論文の内容は、以下のとおりである。

第1章「監査人の独立性強化」では、会計監査の意義と監査人の独立性について、米国のSOX法の導入とわが国の平成15年度公認会計士法改正での変更点に注目し考察している。

第2章「銀行監督と規制の再編」では、金融監督当局の再編について、その背景とわが国の銀行が置かれた経済環境から概観し、さらに国際的協調の視点から最重要課題である金融システム安定化のための自己資本比率規制についても詳細に検討している。

第3章「金融検査と外部監査の役割」では、銀行規制・監督を実効的にするインフラである金融検査、日銀検査、会計監査について考察し、さらに金融検査と会計監査の機能の違いについて論じている。

第4章「税効果会計と自己資本比率規制の有効性」では、税効果会計の銀行への適用について考察し、その主な目的が銀行救済であったことを示している。

第5章「銀行に対する厳格監査の及ぼす影響」では、金融庁の金融再生プログラムを考察し、さらに会計監査の厳格化について、その市場へ影響をイベント分析により実証分析を試みている。また最後の補論「会計専門職に関する考察」では、現行の会社法の下での会計参与制度における公認会計士や税理士などの会計専門職の役割について検討している。

本論文は、金融ビッグバン後のわが国金融システムにおける銀行監督・会計監査の役割に関する研究である。本研究は広い意味での銀行規制・監督をテーマとするものあり、法学、会計学、金融など広範囲で多方面の研究領域と係わっている。本研究はこの分野におけるこれまでの多くの先行研究に基づき、また申請者のこれまでの発表論文を基礎に取りまとめたものであり、独創的な研究として高く評価できる。

よって、当審査委員会は本論文の作成者である永井康が博士（経営情報学）の学位が授与されるに十分値するものと認める。